超電導―交流損失試験方法―ピックアップコイル法による液体ヘリウム温度・交流横磁界中の円断面超電導線の全交流損失測定	H7310
鉄鉱石及び還元鉄―用語	M8700
鉄鉱石―ロットの水分決定方法	M8705
結合研削材といし―寸法許容差及び振れ公差	R6244
家庭用燃焼機器用語	S2091
ガス吸着による粉体（固体）の比表面積測定方法	Z8830

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８―12―９（人事院規則８―12（職員の任免）の一部を改正する人事院規則）の規定による改正前の人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、平成25年１月18日をもって満了した。

平成 25 年１月 21 日

人事院人材局企画課長　赤穂　敏広

記

平成23年度海上保安学校学生採用試験（航空課程区分）

平成23年度海上保安大学校学生採用試験

平成23年度気象大学校学生採用試験

公聴会

ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十五年一月二十一日

近畿経済産業局長　小林　利典

一　件名　甲賀協同ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十五年二月十二日　午後二時から

三　場所　甲賀市商工会（滋賀県甲賀市水口町水口五五七七番二号）

四　事案の要旨

１　ガス料金その他の供給条件についての一般ガス供給約款の変更（熱量変更費用にかかる繰延資産償却に伴う、総括原価の見直しにより、現行料金を平均〇・二七パーセント引き下げる。）

２　詳細は、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課及びガス事業課（大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号）並びに甲賀協同ガス株式会社（滋賀県甲賀市水口町ひのきが丘十二番地水口第二テクノパーク）において閲覧に供する。

五　その他

１　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した近畿経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「甲賀協同ガス株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十五年一月二十八日までに、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課（郵便番号五四〇―八五三五　大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、近畿経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

２　傍聴を希望する者は、官製往復はがき（住所、氏名及び「甲賀協同ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十五年一月二十八日までに、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課（郵便番号五四〇―八五三五　大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申し込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

３　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

４　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

近畿経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

甲賀協同ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

１　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

２　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

３　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公告

諸事項

工場財団

札幌市北区北七条西一丁目１番地２**株式会社札幌エネルギー供給公社**の工場財団に札幌市北区北七条西一丁目１番地２株式会社札幌エネルギー供給公社のエネルギーセンターの機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年１月 21 日　　札幌法務局北出張所

北海道函館市昭和三丁目６番６号**北海道乳業株式会社**の工場財団に北海道函館市昭和三丁目288番地北海道乳業株式会社函館工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年１月 21 日　　函館地方法務局

広島県呉市音戸町南隠渡一丁目７番７号**株式会社音戸工作所**の工場財団に東広島市八本松飯田一丁目1844番地株式会社音戸工作所八本松工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年１月 21 日　広島法務局東広島支局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年１月 21 日

北陸地方整備局長　橋場　克司

１　処分をした年月日　平成24年12月20日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日産エンジニアリング株式会社　幸　　信一　富山県富山市婦中町笹倉636　国土交通大臣許可（特―23）第13832号